

下記は国土交通省告示第1206号の抜粋です。告示による業務報酬を試算してみました。

木造2階建て専用住宅 工事費2000万円の場合

直接人件費は、(イ)第4類 より 44(人・日数) × 29,600円 = 1,302,400円  
 諸経費 直接人件費と同額 × 2  
 技術料 × 0.3  
 1,302,400円 × 2.3 = 2,995,520円(消費税別) 工事費の14.97%

...というように、告示に定められた計算は、上記のようになります。

国土交通省告示【1206号】を目安にした設計・監理費の算定方法

設計・監理費 = 直接人件費 ( P ) + 諸経費 ( E ) + 技術料 ( F ) + 特別経費 ( R ) + 消費税相当額 ( T )

( P ) 直接人件費 ( P ) = 標準所要人・日数 ( イ ) × 直接人件費単価 ( 口 )

建築物の設計等の業務に直接従事する物に関して、必要となる給与・諸手当・賞与・退職給与・法定保険料等の、人件費の1日当たりの額に、当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の総和となります。

( E ) 諸経費 直接人件費と同額

印刷製本費・複写費・交通費など建築物の設計等の業務に関して直接必要とする費用と、建築物の設計・監理業務を行う建築士事務所を運営していく為に必要な人件費・研究調査費・研修費・減価償却費・通信費・消耗品費の費用の内、当該事業に関して必要となる費用の合計となります。

( F ) 技術料

建築物の設計等の業務において発揮される、技術力・創造力等の評価として支払われる費用となります。

条 件	技 術 経 費
技術力・創造力を特に必要とする設計	(直接人件費 + 諸経費) × 0.2 ~ 0.5
普通の設計	(直接人件費 + 諸経費) × 0.1 ~ 0.2
簡単なゼミレベル程度の設計、又は変更設計	0

(イ) 標準所要人・日数 国土交通省告示別表を参照ください。

(ロ) 建築士等の資格・業務経験年数等による技術料の区分モデル

	建築士等の資格・業務経験等による区分	業務能力の換算率
A	一級建築士18年以上・二級建築士23年以上の業務経験及び、大学卒業後23年以上相当の能力のある者	1.83
B	一級建築士13年以上・二級建築士18年以上の業務経験及び、大学卒業後18年以上相当の能力のある者	1.8
C	一級建築士8年以上・二級建築士13年以上の業務経験及び、大学卒業後13年以上相当の能力のある者	1.56
D	一級建築士3年以上・二級建築士8年以上の業務経験及び、大学卒業後8年以上相当の能力のある者	1.23
E	一級建築士3年未満・二級建築士5年以上の業務経験及び、大学卒業後5年以上相当の能力のある者	1
F	上記に該当しない者	0.69

(R) 特別経費

特別経費は、出張料・特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて、必要となる費用の合計となります。

建築物の用途による区分

第1類	工場・車庫・市場・倉庫等
第2類	体育館・観覧場・学校・研究所・庁舎・事務所・駅舎・百貨店・店舗・共同住宅・寄宿舍等及び1類の複雑なもの
第3類	銀行・美術館・博物館・図書館・公会堂・劇場・映画館・集会場(オーディトリウムを有するものに限る)・ナイトクラブ ・ホテル・旅館・料理・放送局・病院・診療所・複合建築物等及び1・2類の複雑なもの
第4類	戸建住宅(一般的な木造戸建住宅を除く) 一般的な木造戸建住宅

直接人件費の算出

給与	350,000円	給与: 400,000円 × 12ヶ月 = 4,800,000円
手当	50,000円	賞与: 350,000円 × 3ヶ月 = 1,050,000円
計	400,000円	その他法定保険、退職金等 80,000円 × 12ヶ月 = 960,000円
		計 6,810,000円

$$681万円 \div (1年365日 - 休日135日) = 29,600円$$